

家電エコポイント制度の見直しについて

平成 22 年 10 月 8 日
環 境 省
経 済 産 業 省
総 務 省

1. ソフトランディングを図るための調整措置

- (1) 本年 12 月 1 日以降の購入分から、実勢価格の変化等を踏まえ付与するエコポイントを別紙のとおり見直す。
- (2) 来年 1 月 1 日以降の購入分から、以下の品目・場合に対象を限定する。
 - ・省エネラベル☆5 の製品（エアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビ）であって、買い換え（リサイクル） の場合
 - ・なお、買い換えの場合に限定することに伴い、リサイクルポイント加算制度は廃止する。

2. 来年 3 月末までの制度実施を円滑化するための予算措置

3. 申請の締め切り期限等

- ・平成 23 年 5 月 31 日（当日消印有効）
- ・ただし、万が一ポイント発行原資が不足する可能性が出てきた場合には、申請順で処理することとなるが、申請順で処理することとなる日の 1 ヶ月以上前に改めてお知らせする。

(別紙)

平成22年12月1日以降購入分の新たなポイント

エアコン

冷房能力	新	旧
3.6KW 以上	5,000 点	9,000 点
2.8KW、2.5KW	4,000 点	7,000 点
2.2KW 以下	3,000 点	6,000 点

冷蔵庫

定格内容積	新	旧
501 リットル以上	5,000 点	10,000 点
401～500 リットル	5,000 点	9,000 点
251～400 リットル	3,000 点	6,000 点
250 リットル以下	2,000 点	3,000 点

地上デジタル放送対応テレビ

テレビサイズ	新	旧
46V 以上	17,000 点	36,000 点
42V、40V	11,000 点	23,000 点
37V	8,000 点	17,000 点
32V、26V	6,000 点	12,000 点
26V 未満	4,000 点	7,000 点

(注) 買い替えをしてリサイクルを行う場合の加算(エアコン 3,000 点、冷蔵庫 5,000 点、地上デジタル放送対応テレビ 3,000 点)については、12 月末以前購入分までは維持。1 月 1 日以降購入分については、廃止。